

改正

平成25年6月27日条例第28号

令和元年9月27日条例第22号

津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）又は自転車（同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）（以下「自転車等」という。）を利用する者の利便を確保するとともに、駅周辺の交通の安全確保を図るため、駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ポルタひさい公共自転車等駐車場	津市久居新町3006番地
久居駅東口公共自転車等駐車場	津市久居新町905番地8

(駐車可能な車種)

第4条 駐車場に駐車することのできる車種は、自転車等とする。

(使用の方法)

第5条 駐車場の使用の方法は、ポルタひさい公共自転車等駐車場にあつては定期使用（1箇月、3箇月又は6箇月を単位とする使用（3箇月及び6箇月を単位とする使用にあつては、使用許可に係る最初の月の初日から10日までの間に使用を開始する場合に限る。）をいう。以下同じ。）とし、久居駅東口公共自転車等駐車場（以下「久居駅東口駐車場」という。）にあつては定期使用及び一時使用（24時間を単位とする使用をいう。）とする。

(使用の許可)

第6条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、駐車場の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、駐車場の収容能力を超えるとき、その他駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車場の使用許可をしないことができる。

（駐車料金）

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める駐車料金を当該使用許可の際に納付しなければならない。

（駐車料金の減免）

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

（駐車料金の還付）

第10条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。

（2） 使用許可に係る期間（以下「許可期間」という。）又は更新された許可期間の開始前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

（3） 許可期間の途中で使用許可の取消しを届け出た場合で、許可期間の残余期間が1月以上あるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

（2） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（3） 市長が駐車場の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、駐車場の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(行為の禁止)

第14条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車及び通行を妨げること。
- (2) 指定された場所以外に自転車等を駐車すること。
- (3) 駐車場に係る施設、設備器具等又は駐車中の自転車等を汚損し、又は損傷するおそれのあること。
- (4) みだりに火気を使用し、騒音を発生させ、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 物品の販売その他営業行為をすること。
- (6) 広告宣伝をすること。
- (7) 不法入手により登録した自転車等又はその他の車両を駐車すること。
- (8) その他駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのあること。

(入場等の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場への入場を拒否し、又は駐車場から退場させることができる。

- (1) 駐車場の構造上、自転車等を駐車させることが適当でないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品で、火災を発するおそれがあると認められるものを積載しているとき。
- (3) 他の自転車等の駐車に支障となる物品を積載しているとき。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を積載し、又は係留しているとき。
- (5) 駐車場に係る施設、設備器具等を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (6) その他駐車場の管理上支障を来すおそれのあるとき。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者その他駐車場を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により駐車場に係る施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(駐車場内の事故等の免責)

第17条 駐車場において、事故若しくは自転車等の盗難、損傷等によって生じた損害又は自然災害

若しくは不可抗力によって生じた損害については、本市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用者等に対する指示)

第18条 市長は、駐車場の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第19条 久居駅東口駐車場の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。この場合において、駐車料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 久居駅東口駐車場の使用の許可に関する業務
- (2) 久居駅東口駐車場の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い久居駅東口駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第22条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 久居駅東口駐車場の管理に係る事業計画書
- (2) 久居駅東口駐車場の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第23条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 久居駅東口駐車場の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 久居駅東口駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。

- (3) 久居駅東口駐車場の管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 久居駅東口駐車場の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 駐車料金の収入の実績
- (3) 久居駅東口駐車場の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第26条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第25条 市長は、久居駅東口駐車場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第28条 第19条の規定により指定管理者に久居駅東口駐車場の管理を行わせる場合における第6条から第9条まで、第12条第1項、第15条、第17条及び第18条の規定の適用については、第6条及

び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、第9条、第12条第1項及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第17条中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」と、第18条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に指定された指定管理者が駐車場の管理を開始するまでの間（以下「移行期間」という。）は、市長が駐車場を管理するものとする。この場合において、第6条から第13条まで、第16条第2項及び第21条の規定は適用せず、第14条、第15条、第17条、第20条及び第23条から第26条までの規定の適用については、第14条、第15条、第17条、第20条第1項、第23条及び第26条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条第2項及び第25条中「指定管理者」とあるのは「本市」と、第24条中「指定管理者又は使用者」とあるのは「使用者」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、移行期間においても、駐車場に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現に合併前の久居駅前自転車駐車場管理及び運営に関する条例（平成12年久居市条例第9号。以下「合併前の条例」という。）第12条の規定により管理を委託している駐車場の管理については、移行期間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年6月27日条例第28号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る駐車料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る駐車料金については、なお従前の例による。

別表第1（第8条関係）

ポルタひさい公共自転車等駐車場の駐車料金

単位 円

自転車等の区分	使用区分	定期使用		
		1 箇月	3 箇月	6 箇月
原動機付自転車	一般及び通学	3, 140	9, 200	18, 000
自転車	一般	1, 570	4, 600	9, 000
	通学	1, 040	3, 050	6, 000
〔備考〕 1 箇月の定期使用において、月の途中を使用開始日とする場合の駐車料金は、使用許可に係る月の初日から10日までの間に使用を開始する場合にあっては1 箇月の定期使用に係る駐車料金と同額とし、使用許可に係る月の11日から20日までの間に使用を開始する場合にあっては1 箇月の定期使用に係る駐車料金の3分の2の額とし、使用許可に係る月の21日から末日までの間に使用を開始する場合にあっては1 箇月の定期使用に係る駐車料金の3分の1の額とする。この場合において、当該駐車料金に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				

別表第2（第28条関係）

久居駅東口公共自転車等駐車場の駐車料金

単位 円

自転車等の区分	使用区分	一時使用	定期使用		
			1 箇月	3 箇月	6 箇月
原動機付自転車	一般及び通学	200	3, 140	9, 200	18, 000
自転車	一般	100	1, 570	4, 600	9, 000

	通学	100	1, 040	3, 050	6, 000
〔備考〕 1 一時使用において、24時間を超えて駐車場を使用した場合の駐車料金は、一時使用に係る駐車料金の、その超えて使用した24時間（24時間未満は、24時間とする。）ごとに原動機付自転車にあつては200円を、自転車にあつては100円を加算する。 2 1箇月の定期使用において、月の途中を使用開始日とする場合の駐車料金は、使用許可に係る月の初日から10日までの間に使用を開始する場合にあつては1箇月の定期使用に係る駐車料金と同額とし、使用許可に係る月の11日から20日までの間に使用を開始する場合にあつては1箇月の定期使用に係る駐車料金の3分の2の額とし、使用許可に係る月の21日から末日までの間に使用を開始する場合にあつては1箇月の定期使用に係る駐車料金の3分の1の額とする。この場合において、当該駐車料金に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。					